

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成18年
9月8日
(金曜日)

目次

告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
漁業災害補償法第二百五条の三第一項第二号の規定による一定の区域の設定に関する告示の一部改正 (水産振興課) 三
地方卸売市場の開設者の地位の承継に伴う変更 (流通企画室) 三
地方卸売市場の卸売業者の地位の承継に伴う変更 (流通企画室) 三
土地改良区定款変更の認可 (農村整備課) 四
道路の位置の指定 (建築指導課) 四
公告
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (県民生活課) 四
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出 (八件) (商政課) 四
国営農地再編整備事業 (豊北地区細井換地区) 換地計画書の縦覧 (農村整備課) 九
県営平原地区ほ場整備事業換地計画書の縦覧 (農村整備課) 九
基本測量の実施 (監理課) 九
雑報
県報の正誤 (平成十八年三月三十一日山口県規則第六十一号ほか二件) 一〇

山口県告示第四百七十号
瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。
当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前

評価に関する事項を記載した書面は、平成十八年九月八日から同月二十八日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成十八年九月八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 南陽化成株式会社
住 所 東京都千代田区有楽町二丁目一番二号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 南陽化成株式会社
所 在 地 周南市開成町四五三〇番地
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造		使 用 の 方 法	
	能 力 (m^3 /日)	工 事 着 手 年 月 日 定 手	工 事 完 成 年 月 日 定 手	使 用 開 始 年 月 日 定 手
三七一タ (二基)	一〇〇	平成一八、 一〇、一	平成一九、 四、一	平成一九、 七、一
三七一タ	"	"	"	"
備考 「三七一タ」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第三十七号の石油化学工業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。				
			連 続 二 四 時 間	一 日 当 た 季 節 的 変 動 の 概 要
				変 動 な し

No. 1 排 水 口	排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
		水素イオン濃度 (水素指数) 通常 最大	化学的酸素要求量 (mg/l) 通常 最大	
七	八・六	五・八	一	二
			四 検出せず	〇・七
			〇・七	〇・〇一
			〇・〇一	一六八
				一六八

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

活性炭吸着塔	種 類	項 目	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
			水素イオン濃度 (水素指数) 通常 最大	化学的酸素要求量 (mg/l) 通常 最大	
処理後	処理前	通常 最大	浮遊物質量 (mg/l) 通常 最大	浮遊物質量 (mg/l) 通常 最大	通常 最大
"	三	五・三	一	二	四八
〇・一	二・三	二・三	〇・一	二・三	四八
〇・一	二・三	二・三	一	二	四八
"			四 検出せず	検出せず	四八
"			検出せず	検出せず	四八
"			検出せず	検出せず	四八
"			検出せず	検出せず	四八
"			検出せず	検出せず	四八

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	構 造	能 力 (m ³ /日)	処 理 の 方 式	間 隔 時 間	一 日 当 た り の 概 要 的 な 変 動	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日
活性炭吸着塔	鉄 製	一〇〇	活性炭吸着	連 続	二 四 時 間	平 成 一 八 一	平 成 一 九 一	平 成 一 七 九 一

(一) 種別、構造及び使用時間間隔等

四 汚水等の処理施設に関する事項

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)
	水素イオン濃度 (水素指数) 通常 最大	化学的酸素要求量 (mg/l) 通常 最大	
三七一タ	八	九・八	〇・五
"	"	"	二・五
三七一タ (二基)	三	五・三	二六
			二六

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

山口県告示第四百七十一号

漁業災害補償法第二百二十五条の三第一項第二号の規定による一定の区域の設定に関する告示(昭和六十三年山口県告示第八百号)の一部を次のように改正する。

平成十八年九月八日

山口県知事 二井 関成

一の表中

小野田加入区	山口県漁業協同組合の地区のうち山陽小野田市大字小野田の区域
藤曲浦加入区	山口県漁業協同組合の地区のうち宇部市大字妻崎開作、大字藤曲、居能町一丁目、居能町二丁目及び居能町三丁目の区域

小野田、藤曲浦加入区 山口県漁業協同組合の地区のうち宇部市大字妻崎開作、大字藤曲、居能町一丁目、居能町二丁目及び居能町三丁目並びに山陽小野田市大字小野田の区域

業協同組合の地区のうち宇部市八王子町一番を、山口県漁業協同組合の地区のうち宇部市八王子町一番に、宇部岬漁業協同組合の地区のうち宇部市八王子町二番を、山口県漁業協同組合の地区のうち宇部市八王子町二番に、宇部岬漁業協同組合の地区のうち宇部市八王子町一番を、山口県漁業協同組合の地区のうち宇部市八王子町八番を、山口県漁業協同組合の地区のうち宇部市八王子町八番に、宇部岬漁業協同組合の地区のうち宇部市明神町一丁目二番を、山口県漁業協同組合の地区のうち宇部市明神町一丁目二番に、宇部岬漁業協同組合の地区のうち宇部市岬町二丁目九番を、山口県漁業協同組合の地区のうち宇部市岬町二丁目九番に、宇部岬漁業協同組合の地区のうち宇部市昭和田四丁目一を、山口県漁業協同組合の地区のうち宇部市昭和田四丁目一に、宇部岬漁業協同組合の地区のうち宇部市明神町一丁目六番を、山口県漁業協同組合の地区のうち宇部市明神町一丁目六番に、宇部岬漁業協同組合の地区のうち宇部市明神町二丁目五番を、山口県漁業協同組合の地区のうち宇部市明神町二丁目五番に、宇部岬漁業協同組合の地区のうち宇部市草江四丁目一を、山口県漁業協同組合の地区のうち宇部市草江四丁目一に、

防府、中浦加入区	山口県漁業協同組合の地区のうち防府市大字田島及び大字浜方の区域
向島加入区	山口県漁業協同組合の地区のうち防府市大字向島の区域

を

中浦 向島加入 山口県漁業協同組合の地区のうち防府市大字田島、大字浜方及び大字向島の区域

に改める。

山口県告示第四百七十二号

卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第五十五条の規定に基づき許可した地方卸売市場の開設者及び名称について、地位の承継に伴い、次のとおり変更があった。

平成十八年九月八日

山口県知事 二井 関成

- 一 許可番号 水開第五一号
- 二 開設者の名称及び住所

名称	住所	名称	住所
山口県漁業協同組合	下関市伊崎町一丁目四番二四号	山口県漁業協同組合連合会	下関市伊崎町一丁目四番二四号

- 三 地方卸売市場の名称

変更後	変更前
山口県漁協防府地方卸売市場	防府市漁協連合地方卸売市場

- 四 地方卸売市場の所在地

防府市新築地町二の二

- 五 変更年月日

平成十八年九月一日

山口県告示第四百七十三号

卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第五十八条第一項の規定に基づき許可した地方卸売市場の卸売業者について、地位の承継に伴い、次のとおり変更があった。

平成十八年九月八日

山口県知事 二井 関成

- 一 許可番号 水卸第五一号
- 二 卸売業者の名称及び住所

名称	住所	名称	住所
譲受人		譲渡人	

山口県漁業協同 下関市伊崎町二丁目四
組合 番二四号
山口県漁業協同 下関市伊崎町二丁目四
組合連合会 番二四号

三 地方卸売市場の名称及び所在地
山口県漁協防府地方卸売市場
防府市新築地町二の二

四 変更年月日
平成十八年九月一日

山口県告示第四百七十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成十八年九月八日

山口県知事 二井 関成

土地改良区の名称 認可年月日
玖珂郡周東町千束土地改良区 平成一八、八、三一

山口県告示第四百七十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第一百一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成十八年九月八日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地 下松市美里町二丁目二三三六の一〇、 二三三六の一及び二三三六の一八	幅 (メートル) 六・〇	延 (メートル) 一九・三	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル) 一二五・五九
--	--------------------	---------------------	-------------------------------------



(四七七) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成十八年十月十八日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県岩国県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十八年九月八日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあつた年月日
平成十八年八月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名称 特定非営利活動法人スマイルちゃん
代表者の氏名 藤川 秀美

主たる事務所の所在地 岩国市周東町下久原一四六番地

(四七八) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成十八年九月八日から平成十九年一月九日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年九月八日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 フジグラン宇部
所在地 宇部市明神町三丁目一の二
届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名

三菱UFJ信託銀行株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目四番五号 上原 治也

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	高橋 吉昭	尾崎 英雄
株式会社フジ		

四 届出年月日

平成十八年八月二十八日

五 変更年月日

平成十八年七月二十四日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 パルティ・フジ西宇部

所在地 宇部市大字際波一三二の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

グンゼ開発株式会社 大阪市北区堂島二丁目一番一七号

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	高橋 吉昭	尾崎 英雄
株式会社フジ		

四 届出年月日

平成十八年八月二十八日

五 変更年月日

平成十八年七月二十四日

(四七九) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成十八年九月八日から平成十九年一月九日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年九月八日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク大内店

所在地 山口市大内矢田九一〇の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

株式会社サンマート 防府市大字新田一〇二二の三

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	大谷 信夫	田中 康男

四 届出年月日

平成十八年八月二十四日

五 変更年月日

平成十七年五月二十五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク大内店

所在地 山口市大内矢田九一〇の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

株式会社サンマート 防府市大字新田一〇二二の三

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	岡野食品産業株式会社	

四 届出年月日

五 平成十八年八月二十四日
 変更年月日
 平成十七年八月十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 フジグラン山口
 所在地 山口市黒川三七四三の三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 代表者の氏名
 株式会社フジ 愛媛県松山市宮西二丁目二番一号 尾崎 英雄

三 変更に係る事項の概要
 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	高橋 吉昭		
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	尾崎 英雄		
届出者の氏名	株式会社フジ		

四 届出年月日
 平成十八年八月二十八日
 変更年月日
 平成十八年七月二十四日

(四八〇) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成十八年九月八日から平成十九年一月九日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市農林経済部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年九月八日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 パルティ・フジ南岩国(B敷地)

所在地 岩国市南岩国町三丁目八〇三の一
 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 代表者の氏名
 株式会社フジ 愛媛県松山市宮西二丁目二番一号 尾崎 英雄

岩国不動産株式会社 岩国市麻里布町二丁目四番三号 森橋 律夫

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	高橋 吉昭		
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	尾崎 英雄		
届出者の氏名	株式会社フジ		

四 届出年月日
 平成十八年八月二十八日
 変更年月日
 平成十八年七月二十四日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 パルティ・フジ南岩国(A敷地)

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 代表者の氏名
 株式会社フジ 愛媛県松山市宮西二丁目二番一号 尾崎 英雄

三 変更に係る事項の概要
 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名	高橋 吉昭		
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	尾崎 英雄		
届出者の氏名	株式会社フジ		

四 届出年月日
 平成十八年八月二十八日

五 変更年月日
平成十八年七月二十四日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジグラン岩国

所在地 岩国市麻里布町二丁目七二の五

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名
株式会社西南企画 愛媛県松山市宮西二丁目二番一号 内島 朝良

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 おいて小売業を行う者の代表者の氏名	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社フジ	変 更 前	変 更 後
	高橋 吉昭		尾崎 英雄

四 届出年月日

平成十八年八月二十八日

五 変更年月日

平成十八年七月二十四日

(四八二) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成十八年九月八日から平成十九年一月九日までの間、山口県商工労働部商政課及び長門市経済建設部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年九月八日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 フジグラン長門

所在地 長門市仙崎三三二の二

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名
株式会社アステイ 広島市西区商工センター二丁目一五番一 細田 信行
号 愛媛県松山市宮西二丁目二番一号 尾崎 英雄

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名 大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社フジ	変 更 前	変 更 後
	高橋 吉昭		尾崎 英雄

四 届出年月日

平成十八年八月二十八日

五 変更年月日

平成十八年七月二十四日

(四八二) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成十八年九月八日から平成十九年一月九日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年九月八日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 パルティ・フジ柳井

所在地 柳井市柳井四六八七の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名
株式会社フジ 愛媛県松山市宮西二丁目二番一号 尾崎 英雄

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗を 設置する者の代表 者の氏名	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	大規模小売店舗にお いて小売業を行 う者の氏名又は名 称	変 更 前	変 更 後
株式会社フジ			高橋 吉昭	尾崎 英雄
"			"	"

四 届出年月日
平成十八年八月二十八日
変更年月日
平成十八年七月二十四日

(四八三) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成十八年九月八日から平成十九年一月九日までの間、山口県商工労働部商政課及び美祢市商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年九月八日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 パルティ・フジ美祢

所在地 美祢市大嶺町東分三四六九の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社アステイ 住所 代表者の氏名

株式会社アステイ 広島市西区商工センター二丁目一五番一 細田 信行

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	大規模小売店舗にお いて小売業を行 う者の氏名又は名 称	変 更 前	変 更 後
株式会社フジ		高橋 吉昭	尾崎 英雄

四 届出年月日

五 平成十八年八月二十八日
変更年月日
平成十八年七月二十四日

(四八四) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成十八年九月八日から平成十九年一月九日までの間、山口県商工労働部商政課並びに周南市経済部商工観光課、周南市新南陽総合支所、周南市熊毛総合支所及び周南市鹿野総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十八年九月八日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 パルティ・フジ新南陽

所在地 周南市政所二丁目二番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社西南企画 住所 代表者の氏名

株式会社西南企画 愛媛県松山市宮西二丁目二番一号 内島 朝良

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	大規模小売店舗にお いて小売業を行 う者の氏名又は名 称	変 更 前	変 更 後
株式会社フジ		高橋 吉昭	尾崎 英雄

四 届出年月日

平成十八年八月二十八日

五 変更年月日

平成十八年七月二十四日

(四八五) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次の

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出は、平成十八年九月八日から平成十九年一月九日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市環境経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。
 平成十八年九月八日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 サンパークおのだ

所在地 山陽小野田市中川六丁目四番一号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名
 小野田商業開発株式会社 山陽小野田市中川六丁目四番一号 岩佐 謙三

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社フジ	変 更 後
高橋 吉昭	尾崎 英雄

四 届出年月日

平成十八年八月二十八日

五 変更年月日

平成十八年七月二十四日

(四八六) 国営農地再編整備事業(豊北地区細井換地区)換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、国営農地再編整備事業の施行に係る豊北地区細井換地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十八年九月八日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧に供する書類

国営農地再編整備事業(豊北地区細井換地区)換地計画書の写し

二 縦覧の期間
 平成十八年九月十一日から同年十月二日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(四八七) 県営平原地区ほ場整備事業換地計画書の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営平原地区ほ場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成十八年九月八日

山口県知事 二井 関成

一 縦覧に供する書類

県営平原地区ほ場整備事業換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十八年九月十一日から同年十月二日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(四八八) 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成十八年九月八日

山口県知事 二井 関成

一 作業の種類

基本測量(二千五百レベルGIS基盤情報整備)

二 作業の地域

光市

三 作業の期間

平成十八年九月二十一日から平成十九年三月二十日まで

平成十八年九月八日印刷
平成十八年九月八日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)



正誤
平成十八年三月三十一日山口県規則第六十一号(山口県行政組織規則の一部を改正する規則)

一八	ページ	上	段	行	左から九	第二百四十九条	誤
						第二百五十条	正

平成十八年三月三十一日山口県人事委員会規則第一号(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則)

一	ページ	上	段	行	左から五	第六条	誤
三	ページ	下	段	行	左から七	「専従許可」を	「専従許可を」を
二	ページ	上	段	行	左から六	「専従許可」という。	「専従許可を」という。
						第六条第一項	正

平成十八年五月三十日山口県規則第百十四号(山口県事務委任規則の一部を改正する規則)

二	ページ	上	段	行	左から十	検査せること。	誤
						検査させること。	正